介護発第　４７　号
平成２３年５月２日

各居宅サービス事業所
各介護予防サービス事業所
各居宅介護支援事業所
各介護予防支援事業所
各施設サービス事業所
各地域密着型サービス事業所
御中

茨城県国民健康保険団体連合会
（　公　印　省　略　）

「介護給付適正化支援処理業務」の実施について

本会の介護保険事業運営につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、介護給付適正化対策事業につきましては、国、県、保険者（市町村）の連携において推進、実施しているところですが、市町村において実施している同事業における縦覧点検業務の一部について、今般、「介護給付適正化支援処理業務」として市町村から委託を受け、本会において実施することになりました。

つきましては、本会において貴事業所の請求内容を確認した結果、疑義が生じた場合、本会より貴事業所に確認のお問い合わせをさせていただきますので、ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

１．実施開始時期
平成２３年５月処理分（平成２２年１２月サービス分）より実施予定です。

２．点検業務
縦覧点検業務
（過去の複数月に請求されている介護給付費の請求内容等を確認します。）

３．確認方法
（１）本会より貴事業所へ内容確認の通知を送付いたします。
（２）本会職員が電話連絡にて、貴事業所へ照会いたします。
※（１）、（２）のいずれかの方法により、本会より照会いたします。

４．回答方法
（１）本会からの通知内容をご確認のうえ、確認した結果について、本会までＦＡＸにてご回答（返送）くださるようお願いいたします。
（２）電話連絡にて本会へご回答くださるようお願いいたします。
※（１）、（２）のいずれかの方法により、貴事業所よりご回答願います。

５．点検内容
（１）複数月の明細書における算定回数等についての確認
①算定期間及び算定回数が制限期間（制限回数）を超えているかどうかのチェック
②短期入所等の請求で最大連続入所日数を超えているかどうかのチェック
③算定時期が算定可能期間内であるかどうかのチェック
（２）各サービス間・各事業所間の整合性についての確認
①請求明細書が重複請求（日数の重複）されているかどうかのチェック
②１事業所のみ算定可能な加算等について複数の事業所から算定されているかどうかのチェック
（３）居宅介護（介護予防）支援の請求に対するサービス実施状況の確認
・居宅介護（介護予防）支援事業所から提出された給付管理票に対しサービス事業所から請求明細書の提出（決定）があるかどうかのチェック

６．回答後の取扱い（手続き）について
貴事業所からの回答内容及び本会での点検の結果により、以下の対応をお願いいたします。
（１）貴事業所からの回答内容及び本会での点検の結果、「正当請求」と確認した場合
過誤調整（取り下げ）等は生じませんので、貴事業所における手続き等はございません。
（２）貴事業所からの回答内容及び本会での点検の結果、「請求誤り」と確認した場合
①請求誤りと確認された請求明細書については、本会より該当市町村に対し過誤調整対象となる旨、連絡します。
②該当市町村は、貴事業所に対し過誤調整の実施時期等について連絡調整を行い、実際に過誤調整（取り下げ）を行います。（該当市町村より貴事業所へ連絡することを想定しています。）
③貴事業所は、必要に応じて、正しい内容に修正した請求明細書を国保連合会へ提出します。（毎月１～１０日の請求時期に、当月分の請求と併せて請求します。）

※　なお、本会からの内容確認の通知に対する回答については、本会ホームページ上に「事業所向け介護給付費縦覧審査確認表について（記入例）」を掲載しておりますので、そちらを参考にご回答くださるようお願いいたします。

◎ホームページへのアクセス方法
【茨城県国民健康保険団体連合会ホームページ：トップページ】
↓
【介護保険情報】
↓
【事業所ダウンロード用】
↓
【事業所向け介護給付費縦覧審査確認表について（記入例）】と進んでください。

お問合せ先：介護保険課介護保険係
TEL 029-301-1567（直通）
FAX 029-301-1580（直通）